

当社は、平成 28 年 3 月の運輸安全マネジメント導入により、旅客自動車運輸規則第 2 条の 2 の規定に基づく運輸安全マネジメントにかかわる情報を公表します。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

経営トップは、輸送の安全の確保と自然環境保護運動が事業経営の根幹であることを深く認識し、事業内部の全要因に輸送の安全と関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底し、人間生活と自然との調和・共存を目指します。

輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善 (Plan Do Check Act) を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めて参ります。

2. 輸送の安全に関する目標およびその達成状況

(1) 令和 4 年度の目標

期間：(令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日)

「人身事故をゼロにする」

- ・ 車両後退時の安全確認徹底
- ・ 急ブレーキ、急発進、急ハンドルはしない
- ・ 車内事故防止のためにシートベルト着用案内の徹底

(2) 令和 3 年度) の達成状況

期間：(令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日)

- ① 重大事故⇒ 0 件
- ② 人身事故⇒ 0 件
- ③ 過失による物損事故⇒ 0 件
- ④ 交通違反⇒ 0 件

令和 3 年度は事故、違反ともにゼロ件で目標を達成いたしました。

令和 4 年度も引き続きさらなる輸送の安全確保に取り組んで参ります。

3. 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

(期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日まで)

以下に規定する報告義務のある事故はありませんでした。

事故報告が必要な事故(自動車事故報告規則第 2 条抜粋)

以下の事故を引き起こした場合、30 日以内に事故報告書を提出しなければなりません。

1. 自動車 that 転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。)を起こし、又は鉄道車両を衝突若しくは接触したもの。
2. 10 台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの。
3. 死者又は重傷者(14 日以上入院を要する傷害で、医師の治療期間が 30 日以上のもの。)を生じたもの。
4. 10 人以上の負傷者を生じたもの。
5. 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏洩したもの。
 - a. 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物
 - b. 火薬類取締法第 2 条第 1 項に規定する火薬類
 - c. 高压ガス保安法第 2 条に規定する高压ガス
 - d. 原子力基本法第 3 条第 2 項に規定する核燃料物質及びそれらによって汚染された物
 - e. 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元

素及びそれによって汚染された物

f. シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物

g. 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する可燃物

6. 自動車に積載されたコンテナが落下したものの。

7. 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの。

8. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの。

9. 救護義務違反があったもの。

10. 自動車の装置の故障により、自動車の運行ができなくなったもの（乗務員以外の者の修理等により運行を再開したものも含む。）。

11. 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）。

12. 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの。

13. 高速道路等において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの

4. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 令和3年度の「輸送の安全に講じた措置」の主な実績は以下のとおりです。

設備投資等

< 1 > 車両部品、整備

・ タイヤ（ノーマルタイヤ、スタッドレスタイヤ）交換

・ ブレーキディスク研磨

< 2 > 教育・指導

・ 適性診断（初任者、一般、適齢）

独立行政法人自動車事故対策機構が実施している適性診断を2年以内毎に1回以上受診しております。

< 3 > 救急救命訓練

管轄消防署の救急救命訓練を全乗務員が1年に1度受講しております。

< 4 > 健康診断

年に1度、全乗務員が健康診断を受診しております。

脳MRIの受診

< 5 > 全車両2カメラのドライブレコーダーを設置済みです。

(2) 令和4年度の「輸送の安全に講じようとする措置」の主な計画は以下のとおりです。

設備投資等

< 1 > 車両部品、整備

・ タイヤ（ノーマルタイヤ、スタッドレスタイヤ）交換

・ ブレーキディスク研磨

< 2 > 教育・指導

・ 適性診断（初任者、一般、適齢）

独立行政法人自動車事故対策機構が実施している適性診断を2年以内毎に1回以上受診する計画です。

< 3 > 救急救命訓練

管轄消防署の救急救命訓練を全乗務員が1年に1度受講する計画です。

< 4 > 健康診断

年に1度、全乗務員が健康診断を受診する計画です。

脳MRIの受診を受診する計画です。

< 5 > 全車両2カメラのドライブレコーダーを設置済みです。

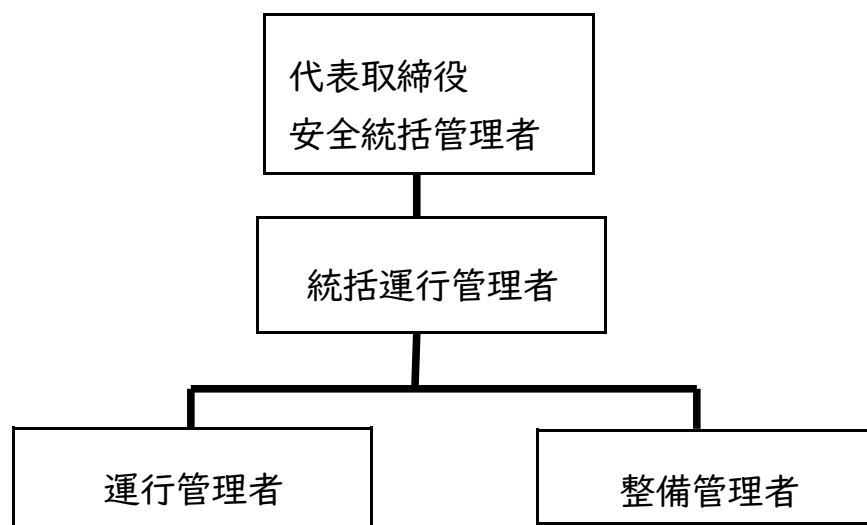
(3) 安全運動等

- ・春の全国交通安全運動(4月)
- ・夏季輸送安全総点検(7月・8月)
- ・秋の全国交通安全運動(9月)
- ・年末年始輸送安全総点検(12月・1月)

(4) その他

日本バス協会貸切バス安全性評価認定 申請を計画しています。

5. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制



6. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

1. 運行管理者は、2年に1回運行管理者一般講習を受講しています。
2. 運転適性診断やドライブレコーダー、デジタルタコグラフを活用した教育を実施しています。
3. 千葉県バス協会が主催する安全運行に関する保安部会・貸切部会に積極的に参加しています。
4. 全運転者に対して行う指導及び監督の指針(国土交通省告示1676号)に基づき、全乗務員に対し教育を実施しています。

7. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

年度末に安全管理の取組状況の自己チェックリストに従い、点検を行ったところ特段の問題は見つからず、PDCAサイクルの有効性が確認されました。

8. 安全管理規程

道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第22条の2の規定の趣旨をふまえ、安全管理規程を次のように定める。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項をまとめ、もって輸送の安全性の水準の維持及び向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、(株)ハート観光の一般旅客自動車運送事業(以下「事業」という。)に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針

(輸送の安全の確保に関する基本的な方針)

- 第3条 1 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させるものとする。
- 2 役員及び社員等は、輸送の安全の確保に関して、関係法令を遵守しなければならない。
- 3 輸送の安全に関する情報については、積極的にこれを公表するものとする。
- 4 輸送の安全の確保に関する基本精神は、以下の「安全綱領」によるものとする。
- 一 安全は輸送業務の最大の使命である。
 - 二 安全の確保は規程の遵守及び執務の厳正から始まり不断の修練によって築きあげられる。
 - 三 確認の励行と連絡の徹底は安全の確保に最も大切である。
 - 四 安全の確保のためには職責をこえて一致協力しなければならない。
 - 五 疑わしいときは手落ちなく考えて最も安全と認められるみちを採らなければならない。(輸送の安全の確保に関する取組み)

- 第5条 1 運転事故に関する取組みについては、毎年度、安全対策会議が定める「運転事故防止重点実施事項」によるものとする。
- 2 前項の「運転事故防止重点実施事項」の策定にあたっては、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底、総点検の実施及び必要な措置、情報の連絡体制の確立、教育及び訓練に関する内容を盛り込むものとする。
- 3 輸送の安全を確保するための設備投資については、取締役会で決定する年度設備投資計画によるものとする。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の管理の体制

(社長等の責務)

- 第6条 1 輸送の安全の確保に関する重要な事項は、社長が決定する。
- 2 社長はその責務を遂行する上で、安全統括管理者の意見を尊重し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じ、業務の実施及び管理の状況を確認し、必要な改善を行うことを通して、輸送の安全の確保に万全を期するものとする。

(社内組織)

- 第7条 1次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築

し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行うものとする。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要と認められた責任者

2 安全統括管理者は輸送の安全の確保に関し、指導監督を行う。

3 輸送の安全の確保に関する業務体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気などを理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第8条 1 安全統括管理者は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある取締役等から、社長が選任する。

2 社長は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その安全統括管理者を解任し、前項に規定するところにより速やかに安全統括管理者を選任するものとする。

- (1) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (2) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (3) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき

3 安全統括管理者が事故その他の理由によって、その責務を遂行することができない場合は、社長がその責務を遂行するのに適当と認められた者を代理に指定する。

(安全統括管理者の責務)

第9条 安全統括管理者は、次の各号に掲げる責務を有するものとする。

- (1) 輸送の安全の確保に関する関係法令等の遵守と安全第一の意識をすべての社員等に対し、徹底させること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、自らの責務を遂行する上での必要な改善に関する意見を、社長に対し述べること。
- (3) 輸送の安全の確保に関する取組みの状況等について、随時、確認を行い、必要に応じ随時、内部監査を行い社長に報告すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図り必要な教育又は研修を行うこと。
- (5) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を管理すること。
- (6) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を管理すること。
- (7) その他輸送の安全の確保に関し、本規程に定める事項の統括管理を行うこと。
- (8)

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全の確保に関する重点施策の実施)

輸送の安全の確保に関する基本的な方針に基づき、第5条に規定する輸送の安全の確保に関する取組みを着実に実施するものとする。

(輸送の安全の確保に関する情報の伝達及び共有)

第11条 経営トップと現場や運行管理者、運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように務める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え適切な対抗策を講じる。

(事故、災害等発生時の対応)

第12条 1 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内
の必要な部局等に速やかに伝達されるように務める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、
第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対
応が円滑に進むよう必要な支持等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、
災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要
な報告又は届け出を行う。

（輸送の安全の確保に関する教育及び研修）

第 13 条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成
のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

- 第 14 条 1 安全統括管理者は、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、
少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する
内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は
同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認めら
れる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改
善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップ
に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討
し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じ
る。

（輸送の安全に関する業務の改善）

- 第 15 条 1 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の
結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保の
ために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善
に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又
は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置
を講じる。

（情報の公開）

- 第 16 条 1 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全の確保に関する取組
み、自動車事故報告規則（昭和 26 年 12 月運輸省令第 104 号）第 2 条
に規定する事故に関する統計については、毎年度、外部に対し公表する
ものとする。
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保の
ために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やか
に外部に対し公表するものとする。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

- 第 17 条 1 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行
う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事
録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部
監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し
これを適切に保存する。

9.安全統括管理者 代表取締役 島田幹夫